

審 査 基 準 整 理 票

処分名	国民健康保険料の延滞金免除		
根拠法令名	大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例	第 4 条	
基準法令名	大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例	第 4 条	
所管部署	健康保険部 (局)	保険年金 課 (室)	収納 係
標準処理期間	30 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・ 文書の名称【大津市国民健康保険料に係る延滞金取扱要領】</p> <p>・ 掲載図書等【】</p> <p>・ 内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</p> <p>(延滞金の免除基準)</p> <p>第 2 条 大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第 4 条に規定する「やむを得ない理由があると認められるとき」は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 納付義務者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けているとき、又はこれに準ずる家庭状況（直近 3 ヶ月分の世帯の収入月額平均額が、上記規定による最低生活保障水準（生活扶助及び住宅扶助の合計額）の 1. 1 倍未満であると認められる場合）にあるとき。</p> <p>(2) 納付義務者が継続して 3 カ月以上失業状態であり、世帯の収入が前号と同程度であると認められるとき。</p> <p>(3) 納付義務者がその財産につき、災害を受け、又は盗難にあったとき。</p> <p>ア 不慮の災害の場合</p> <p>1 年以内に不慮の災害（震災・風水害・火災その他これに類するものをいう。）により家屋が全壊、半壊、床上浸水の被害を受けたとき。</p> <p>イ 盗難の場合</p> <p>盗難により生計維持又は事業継続に必要な資産に損害（被害総額が納付義務者及び生計を同じくする親族の前年収入合計額の 3 分の 1 を超えると見込まれる場合）を受けたとき。</p> <p>(4) 納付義務者又は生計を一にする親族が病気、又は負傷したことにより、就労することが困難となり、世帯の収入が第 1 号に規定する世帯の収入と同程度にひっ迫していると認められるとき。</p> <p>(5) 納付義務者がその事業につき損害を受けたことにより、損失額（1 年間に相当する金額）がその事業の過去 3 年間の平均年間利益額の 3 分の 1 を超え、納付義務者の生活又は事業の維持が困難であると認められるとき。</p> <p>(6) 納付義務者が事業の不振（納付義務者の故意又は過失による場合を除く。）、法令の規定（土地収用法等）によりやむを得ず事業を廃止又は 1 年以上休止しているとき。</p> <p>(7) 納付義務者が破産法（平成 16 年法律第 75 号）に規定する破産手続開始の決定を受け、世帯の生活が第 1 号に規定する世帯の収入と同程度にひっ迫していると認められるとき。</p> <p>(8) 納付義務者が保険料の軽減若しくは減免の措置を受けている期間から直近の 5 月 31 日までに、国民健康保険料本料を完納したとき。</p> <p>(9) 前各号に該当する場合を除くほか、特に必要と認めるとき。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。